

令和 6 年 第 6 回

# 小野町農業委員会臨時会

令和 6 年 9 月 2 0 日

小野町農業委員会

◎ 応召・不応召委員

応招委員 ( 10 名 )

|              |              |             |             |
|--------------|--------------|-------------|-------------|
| 1 番 矢 吹 高 徳  | 2 番 吉 田 誠    | 3 番 今 泉 隆 男 | 4 番 横 田 清 一 |
| 6 番 羽 生 洋 市  | 7 番 佐 藤 秀 洋  | 8 番 先 崎 善 次 | 9 番 宗 像 智   |
| 16 番 先 崎 照 雄 | 19 番 石 井 一 三 |             |             |

不応招委員 ( 2 名 )

|             |              |
|-------------|--------------|
| 5 番 國 府 田 孝 | 10 番 渡 邊 佳 子 |
|-------------|--------------|

令和6年第6回小野町農業委員会臨時会次第

議事日程

令和6年9月20日(金)午後2時00分

小野町役場分庁舎 講堂

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第3 議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第4 議案第13号 令和6年度農用地利用集積計画(案)について

---

出席委員(10名)

1番 矢吹 高德

2番 吉田 誠

3番 今泉 隆男

4番 横田 清一

6番 羽生 洋市

7番 佐藤 秀洋

8番 先崎 善次

9番 宗像 智

16番 先崎 照雄

19番 石井 一三

欠席委員(2名)

5番 國府田 孝

10番 渡邊 佳子

---

事務局職員出席者

事務局 長 鈴木 稔

事務局 次長 二瓶 淳

主 事 宗像 翼

|   |   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|---|---|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議 | 長 | (宗像智)<br>では、定刻になりましたので、ただいまより令和6年小野町農業委員会第6回臨時会を開会いたします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|   |   | 開会 午後2時00分                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 会 | 長 | (宗像智)<br>皆さんお忙しい中、臨時会にご出席いただきまして、どうもありがとうございます。<br>夏の暑さもちょっと収まって、体も少し楽になったのかなと思います。また、秋の農作業等も忙しくなると思いますので、皆さん、事故、けがには気をつけて農作業に当たってほしいと思います。また、本日の委員会よろしくをお願いします。                                                                                                                                                                                                    |
| 議 | 長 | (宗像智)<br>では、ただいまの出席委員は8名であります。会議規則第11条の定足数に達しており、会議は成立いたしました。なお、5番、國府田孝委員と10番、渡邊佳子委員が所用により欠席する旨の届出がありました。<br>また、本日の本会議には2名の農地利用最適化推進委員が出席しておりますことをご報告申し上げます。<br>それでは、直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、さきに配付のとおりであります。<br>なお、本日開催されました第14回役員会におきまして協議した結果、会期は本日1日限りとし、採決の方法につきましては、会議規則第22条の規定により、議案第11号から議案第13号までの3議案について、簡易採決とすることに決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。<br><br>「異議なし」の声多数 |
| 議 | 長 | (宗像智)<br>異議なしと認めます。<br>ご異議ございませんので、そのように決定いたします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |

議 長 (宗像智)

議事録署名人の指名を行いたいと思います。本臨時会の議事録署名人は、会議規則第25条の規定により議長において、7番、佐藤秀洋委員及び8番、先崎善次委員を指名いたします。

議 長 (宗像智)

それでは、議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に朗読いたさせます。事務局。

事 務 局 長 (鈴木稔)

議長。

議 長 (宗像智)

鈴木事務局長。

事 務 局 長 (鈴木稔)

事務局長。それでは、議案書に基づきましてご説明申し上げます。議案書の1ページ、お開きをいただきたいと思います。

議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

受付1番、権利の種類及び設定・移転の別でございますが、所有権移転でございます。こちらの所在ですが、XXXXXXXXXX、地目については現況、公簿とも田であります。面積が525㎡であります。価格につきましては、10a当たり4万8,000円であります。譲渡人、XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX、譲受人、XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX  
XXXXXXXXXX 経営面積につきましては、議案書記載のとおりでございます。

めくっていただきまして、2ページをお開きいただきたいと思います。

受付2番、権利の種類及び設定・移転の別につきましては、賃借権の設定であります。土地の所在は、[REDACTED]でございます。地目は現況、公簿とも田であります。農振区域内でありまして、面積につきましては3,721㎡のうち、本申請が3,094.71㎡でございます。価格につきましては、10a当たり3,231円でありまして、設定人が[REDACTED]、被設定人が[REDACTED]、経営面積につきましては、議案書記載のとおりでございます。

その下でございますが、受付3番、権利の種類及び設定・移転の別につきましては、区分地上権設定でございます。土地の所在は、[REDACTED]、地目につきましては現況、公簿とも田であります。農振区域内でありまして、面積が3,724㎡であります。価格につきましては、10a当たり21万4,822円でございます。設定人、[REDACTED]被設定人、[REDACTED]でございます。経営面積につきましては、議案書記載のとおりであります。

令和6年9月20日提出、小野町農業委員会会長、宗像智。

以上でございます。

議

長

(宗像智)

ありがとうございます。それでは、受付1番についての関係委員の説明を求めます。関係委員。

6

番

(羽生洋市)

議長、6番。

議

長

(宗像智)

6番、羽生洋市委員。

6

番

(羽生洋市)

6番。現地調査は9月4日午後2時から行いました。立会人は譲受人の  
[REDACTED] それから農業委員会からは私と農地利用最適化推進委員の  
先崎照雄さん、そして事務局は二瓶事務局次長と宗像主事をお願いいたし  
ました。

申請地については、[REDACTED]

[REDACTED] になります。

それから、申請事由については、[REDACTED]

[REDACTED] 今  
回の申請に至ったというものでございます。

詳細につきましては、先崎照雄農地利用最適化推進委員より説明を申し  
上げます。

議

長

(宗像智)

ありがとうございました。

16番、先崎照雄委員。

1

6

番

(先崎照雄)

16番。引き続き、私のほうから受付1番につきましてご説明をいたし  
ます。

権利の種類及び権利の設定・移転の別は、所有権の移転です。

農地法第3条第2項に該当するか否かについてですが、第1号の全部効  
率利用については、譲受人は経営農地全て耕作されております。また、耕  
運機等を保有しているため、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に  
利用できるものと見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得しようとする場合に  
ついて及び第3号の信託については、該当ありません。

第4号の農作業常時従事については、譲受人やその世帯員は年間150  
日以上農業に従事することが見込まれるため、農作業を行う必要がある日  
数について従事すると考えられます。

第5号の転貸禁止については、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であるため、転貸には当たりません。

第6号の地域調和については、譲受人は当該地域の効率的かつ総合的な利用の確保に弊害を及ぼすおそれはなく、農地取得後は協力的に地域内の営農に参画するため、特に支障を生ずるものではありません。

以上のことから、取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・通作距離などを見ても問題がないことから、許可要件を全て満たしていると考えます。

以上です。

議長 (宗像智)

ただいまの説明のとおりであります。受付1番に対する質疑及び意見を求めます。

質疑及び意見ございませんか。

発言する声なし

議長 (宗像智)

質疑、意見なしと認めます。よって、質疑、意見を終結いたします。受付1番について採決をいたします。お諮りいたします。本案について許可することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声多数

議長 (宗像智)

異議なしと認めます。したがって、本案は許可することに決しました。

次に、受付2番について、私のほうより説明いたします。

3条、受付2番、被設定人、

でございます。



の一部、田1筆3,094.71㎡。

現地確認日、9月4日水曜日午後2時より、立会人として、  
、農業委員として、農業委員、私、宗像智、農地利用最適化推進委員、石井一三さん、事務局として、二瓶事務局次長及び宗像主事でございます。

場所につきましては、

になります。

そこに

今回の申請に至りました。

詳細につきましては、石井一三農地利用最適化推進委員より説明申し上げます。

1 9 番

(石井一三)

19番。

議

長

(宗像智)

石井一三委員。

1 9 番

(石井一三)

ただいま宗像智会長より話があったとおり、申請があった内容について説明させていただきます。

今回の件に対して、権利の種類及び権利の設定・移転の別は、賃借権の設定であります。

農地法第3条第2項に該当するか否かについてですが、第1号の全部効率利用については、譲受人は経営農地全て耕作されております。また、

第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得しようとする場合については、権利取得後において農地を適切に利用していない場合に賃借権を解除する旨の条件を書面により契約において担保されているため、権利取得が可能であることと考えられます。また、第3号の信託については、該当ありません。

第4号の農作業常時従事については、譲受人やその従業員は年間150日以上農業に従事することが見込まれるため、農作業を行う必要がある日数については従事すると考えられます。

第5号の転貸禁止について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であるため、転貸には当たりません。

第6号の地域調和については、譲受人は当該地域の効率的かつ総合的な利用の確保に弊害を及ぼすおそれなく、農地取得後は協力的に地域内の営農に参画するため、特に支障を生ずるものではありません。

以上のことから、取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・通作距離などを見ても問題がないことから、許可要件を全て満たしていると考えます。

なお、後述する議案第11号、受付3番及び議案第12号、受付1番に関して関係しています。

以上です。

議長 (宗像智)

ありがとうございました。ただいまの説明のとおりであります。受付2番について質疑・意見を求めます。

質疑・意見ございませんか。

事務局長 (鈴木稔)

議長、恐れ入ります。事務局長からちょっとご報告がございます。

議長 (宗像智)  
はい、事務局。

事務局長 (鈴木稔)  
ただいまご審議いただいております受付2番の案件につきまして、議案書の訂正について、本日の会議でお諮りをいただきたいと思います。先ほど来ございました被設定人、[REDACTED] ということで私、議案書の朗読をさせていただきましたが、[REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED] まず併せてというか、まず議決の前にそちらのほうをお諮りいただければと思います。  
皆様方のご了解なくては採決に進むことができませんので、議長のほうでお諮りをいただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長 (宗像智)  
ただいま事務局より説明がありました。[REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED] このことについて、了解いただけますでしょうか。

「異議なし」の声多数

議長 (宗像智)  
では、社名変更についての了解をいただいたということで、ありがとうございました。これでいいのかな……。

|         |        |                                                                                          |
|---------|--------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事 務 局 長 | (鈴木稔)  | はい。後は通常の流れで、ご意見、ご質疑いただければと思います。                                                          |
| 議 長     | (宗像智)  | では、ただいまのことについて、質疑、意見ございますでしょうか。                                                          |
| 6 番     | (羽生洋市) | すみません。質疑じゃないんですけど。                                                                       |
| 議 長     | (宗像智)  | はい、どうぞ。                                                                                  |
| 6 番     | (羽生洋市) | その全体の割合はいくつなんですか。それとも何かその一部なんですかね。面積が一部になっているんですけども。一部なんですかか、その使わない、使わないと、そういうことはないんですか。 |
| 議 長     | (宗像智)  | 事務局。                                                                                     |
| 事 務 局 長 | (鈴木稔)  | 使わない部分は、<br>その面積を省いております。                                                                |
| 6 番     | (羽生洋市) | のり面は入れていないんですか。                                                                          |
| 事 務 局 長 | (鈴木稔)  | はい。<br>                                                                                  |

6

番

(羽生洋市)

分かりました。すみません。ありがとうございます。

議

長

(宗像智)

そのほか質疑、意見ございますでしょうか。

発言する声なし

議

長

(宗像智)

質疑、意見なしと認めます。よって、質疑、意見を終結いたします。受付2番について採決いたします。

なお、[REDACTED]、議案第11号(受付3番)及び議案第12号、受付1番に関係しています。[REDACTED]

[REDACTED] お諮りいたします。本案について、県の許可日と同日付で許可することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声多数

議

長

(宗像智)

異議なしと認めます。したがって、本案は県の許可日と同日付で許可することに決しました。

次に、受付3番について、私より説明いたします。

受付3番、社名は先ほど申し上げましたとおり、被設定人、[REDACTED] 設定人、[REDACTED] 申請地……。

|       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事務局 長 | <p>(鈴木稔)</p> <p>会長、これ社名違いますので、先ほどの会社と代表は同じなんですが、こちらは社名、別な会社になります。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 議 長   | <p>(宗像智)</p> <p>ああ、このままでいいの、これ。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 事務局 長 | <p>(鈴木稔)</p> <p>このままでいいです。はい、これは。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 議 長   | <p>(宗像智)</p> <p>ああ、何かややこしいな。すみませんでした。私のほうの勘違いといたしまして、被設定人、[REDACTED]<br/> [REDACTED]でございます。設定人は[REDACTED]<br/> [REDACTED]、田1筆3,724㎡。<br/> 現地確認日、9月4日水曜日午後2時より、立会人、[REDACTED]<br/> [REDACTED] 農業委員としまして農業委員、宗像智、私と農地利用最適化推進委員、石井一三さん、事務局としまして、二瓶事務局次長、宗像主事でございます。<br/> 場所につきましては、先ほどの案件と同じ場所でございます、譲受人<br/> [REDACTED]<br/> [REDACTED]<br/> [REDACTED]<br/> 今回の申請に至りました。<br/> 詳細につきましては、石井一三農地利用最適化推進委員より説明申し上げます。<br/> 石井一三委員。</p> |
| 1 9 番 | <p>(石井一三)</p> <p>それでは、私のほうから説明いたします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |

権利の種類及び権利の設定・移転の別は、区分地上権、土地の上空の空間を使用する権利の設定であります。

農地法第3条第2項に該当するか否かについてですが、区分地上権の設定については、農地法第3条第2項ただし書の規定により、同項各号の要件を満たす必要がありません。また、権利が設定される農地及びその周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがなく、権利の設定について、土地所有者の同意を得ております。

以上のことから申請の許可について問題はないかと考えます。

なお、本申請は前述のとおり、議案第11号、受付2番及び議案第12号、受付1番に関係しているため、その許可日は、農地法第5条に基づく申請の許可日と同日となります。

以上です。

議長

(宗像智)

ただいまの説明のとおりであります。受付3番に対する質疑、意見を求めます。

質疑、意見ございませんか。

はい、どうぞ。羽生委員。

6

番

(羽生洋市)

2と3は同じところなんですよ。だから両者の面積というのは地上権、地上の面積とその上の面積と同じにならないんですか。

議長

長

(宗像智)

事務局。

事務局

(宗像翼)

3条受付3番について、区分地上権の設定ということで、

6 番 (羽生洋市)

いや、言っているのは要は借りているのが小さくて、実際の地上権の設定になったら大きくなっているから、普通だと地上権は面積と同じ大きさになると思うんだけど、違うのか。ここちょっと場所は変わらないんですか、これ。そういうことじゃなくて、対象面積が変わるのか。

事務局 長 (鈴木稔)

議長、事務局長。

議 長 (宗像智)

事務局。

事務局 長 (鈴木稔)

ちょっと代わって補足をさせていただきますが、先ほど来の農業委員並びに推進委員のほうからご説明がございましたように、本件については受付2番につきましては、

になっております。

今回、区分地上権設定というのは、

■ したがいまして、ここの部分の上空の部分についての地上権を設定させていただきたいということで、申請面積と同じ面積という状況になります。一方は賃借権の設定であり、受付2番は賃借権の設定で、受付3番については区分地上権という、その上空の部分の設定という内容でございます。

6 番 (羽生洋市)

ということは、あれですね、2番のほうは、あくまでも耕作する場所の



面積というふうに考えていいんですね。

事務局 長

(鈴木稔)

それと同一というふうに考えていただいてよろしいかと思います。

6 番

(羽生洋市)

で、2番、3番めのほうが全然やっぱりいいんじゃないか、分かりました。面積と同じ、はい。その会社なんですけれども、会社の住所。

事務局 長

(鈴木稔)

会社の住所につきましては、

[REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]

になりますので。

6 番

(羽生洋市)

ああ、なるほどね。

事務局 長

(鈴木稔)

はい。

[REDACTED]  
[REDACTED]

なります。

6 番

(羽生洋市)

分かりました。すみません。ありがとうございます。

議 長

(宗像智)

ただいまの説明のとおりであります。

受付3番に対する質疑、意見、その他ございませんか。

発言する声なし

議

長

(宗像智)

質疑、意見なしと認めます。よって、質疑、意見を終結いたします。受付3番について採決いたします。

なお、前に述べたとおり、

議案第11号、受付2番及び議案第12号、受付1番に関係しています。よって、本案の許可日は議案第12号、受付1番の許可日と同日に調整することになります。お諮りいたします。本案について県の許可日と同日付で許可することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声多数

議

長

(宗像智)

異議なしと認めます。したがって、本案は県の許可日と同日付で許可することに決しました。

次に、議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に朗読させます。事務局。

事務局 長

(鈴木稔)

議長。

議

長

(宗像智)

鈴木事務局長。

事務局 長

(鈴木稔)

事務局長。それでは、議案第12号についてご説明を申し上げます。議案書3ページをお開きいただきたいと思います。

議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請について。

農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求め

る。

受付1番、権利の種類及び権利の設定・移転の別につきましては、賃借権の設定でございます。土地の所在につきましては、[REDACTED]の一部と、地目につきましては現況、公簿とも田であります。面積につきましては、全ての面積が3,724㎡でございますが、このうち本件に係る部分の面積といたしましては0.44㎡となるものであります。設定人、[REDACTED] 被設定人、[REDACTED] [REDACTED]、[REDACTED] [REDACTED]、形態につきましては転用、[REDACTED] [REDACTED] 申請事由につきましては、議案書に記載されているとおりでございます。

令和6年9月20日提出、小野町農業委員会会長、宗像智。

以上でございます。

議

長

(宗像智)

ありがとうございます。それでは、受付1番について、再度ご説明申し上げたいと思います。

被設定人、[REDACTED]

[REDACTED] 設定人、[REDACTED] 申請地につきましては、先ほどと同じ[REDACTED]、田1筆3,724㎡のうちの0.44㎡、[REDACTED]面積。

現地確認日、9月4日水曜日午後2時より、立会人、[REDACTED] [REDACTED] 農業委員より、私、宗像智、農地利用最適化推進委員、石井一三さん、事務局、二瓶事務局次長、宗像主事。

申請事由につきましては、譲受人は、[REDACTED]

今回、[REDACTED]

先ほどから、この3つが全て関係しております、

1 9 番 (石井一三)

|   |   |       |
|---|---|-------|
| 議 | 長 | (宗像智) |
|---|---|-------|

1 9 番 (石井一三)

先ほどあった

周辺農地に係る営農条件に支障を及ぼさないための措置については、周辺農地の分断はなく、

の影響ありません。

なお、

発生しません。また、

を図ります。

農地区分について、申請地は農地振興地域における農用地区域に該当することから、第1種農地と判断されますが、今回の

転用には問

題はないと考えられます。また、

することになりま

す。

今回の申請に係る転用面積は3,000㎡を超えており、

本申請は県の許可案件となります。

以上であります。

議

長

(宗像智)

ありがとうございました。ただいまの説明のとおりであります。受付1番に対する質疑、意見を求めます。

質疑、意見ございませんか。

発言する声なし

議

長

(宗像智)

質疑、意見なしと認めます。よって、質疑、意見を終結いたします。受付1番について採決いたします。

なお、本案は

本案の転用面積は3,000㎡を超えており、県からの権限移譲されていない案件であることから、県許可案件であります。福島県農業会議から異議がない旨の回答を得た後、本委員会として許可相当である旨の意見書を付して福島県知事に進達することになります。それでは、お諮りいたします。本案について許可することにご異議ございませんか。

|   |   |       |
|---|---|-------|
| 議 | 長 | (宗像智) |
|---|---|-------|

次に、議案第 13 号 令和 6 年度農用地利用集積計画（案）についてを議題といたします。議案第 13 号について、事務局に朗読、説明をさせます。事務局。

|   |   |       |
|---|---|-------|
| 議 | 長 | (宗像智) |
|---|---|-------|

事務局長 (鈴木稔)

受付1番、土地の所在は、[REDACTED]になります。合計で、現況・公簿とも地目は畑でございますが、7筆全て合わせま

すと面積が7,201㎡となるものであります。権利の種類及び権利の設定・移転の別につきましては、賃借権の設定でございます。貸付人、

借受人、

経営面積につきましては、議案書記載のとおりでございます。

借賃につきましては、10a当たり7,000円の設定ということでありまして、設定の期間でございますが、今年の10月1日から令和16年9月30日までの10年間となるものでございます。

めくっていただいて、5ページをお開きをいただきたいと思います。

受付2番、土地の所在につきましては、  
でございます。地目につきましては、現況・公簿とも畑となっております。2筆合わせまして面積が1,449㎡となるものでございます。権利の種類及び設定・移転の別につきましては、賃借権の設定であります。

貸付人、 借受人が

経営面積につきましては、議案書記載のとおりでございます。借賃につきましては、10a当たり7,000円の設定ということでありまして、期間につきましては、令和6年10月1日から令和16年9月30日までの10年間の設定となるものでございます。

続きまして、受付3番、  
であります。地目につきましては、現況・公簿とも全て畑となっております。7筆合わせた合計の面積が4,735㎡となるものでございます。権利の種類及び権利の設定・移転の別につきましては、賃借権の設定であります。貸付人が  
借受人が

であります。経営面積につきましては、議案書記載のとおりでございます。借賃につきましては、こちらも10a当たり7,000円の設定ということでございまして、期間といたしましては、本年10月1日から令和16年9月30日までの10年間となるものでございます。

めくっていただきまして、6ページをご覧いただきたいと思います。

利用権設定予定者のうち貸手が3戸3名でございます。一方の借手につきましては1戸となります。利用権等設定等農地、畑16筆、面積の合計が1万3,385㎡となります。期間につきましては、全て10年間、1

6筆全て10年間ということでありまして、面積が1万3,385㎡となるものでございます。

なお、本計画につきましては、農業経営基盤強化促進法附則第5条に定める農用地利用集積計画に関する経過措置によりまして、旧法律の第18条第3項に定めます各要件を満たしていると考ええるものでございます。

令和6年9月20日提出、小野町農業委員会会長、宗像智。

以上でございます。

議

長

(宗像智)

ありがとうございました。ただいま事務局より朗読、説明ありました。

議案第13号に対する質疑、意見を求めます。

質疑、意見ございませんか。

発言する声なし

議

長

(宗像智)

質疑、意見なしと認めます。よって、質疑、意見を終結いたします。議案第13号について採決いたします。お諮りいたします。本案について認定することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声多数

議

長

(宗像智)

異議なしと認めます。したがって、本案は認定することに決しました。

議

長

(宗像智)

以上で本臨時会に附された案件は全て終了いたしました。これをもって、令和6年小野町農業委員会第6回臨時会を閉会いたします。どうもご苦勞さまでした。

閉会 午後2時49分





小野町農業委員会会議規則第14条第2項の規定により署名する。

令和6年9月20日

小野町農業委員長

署名委員 7 番

署名委員 8 番